

## 居宅介護支援

## 届出、相談が必要なケアプランについて

以下のケアプランを作成する場合、市へ相談（申請）、ケアプランの届出をお願いします。

## ① 認定期間の半数を超える短期入所

短期入所の利用については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準により、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。しかし、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、必要な場合には、半数を超えての利用が可能となりますので、半数を超えることが見込まれる場合には、届出をお願いします。

## 【提出書類】

短期入所利用（認定期間の半数を超える）に関わる理由書  
居宅サービス計画書（１）（２）  
週刊サービス計画表

## ② 同居家族のいる場合の生活援助

訪問介護のうち生活援助とは、日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗濯掃除等ですが、基本的にこのサービスは要介護者が一人暮らしの場合に限られます。

同居家族が障害や疾病の為、これらの家事を行うことが困難な場合には例外的に提供することが可能とされています。また、家族に障害や疾病が無い場合でも様々な理由で生活援助を利用せざるを得ない場合（家族関係に深刻な問題がある場合や、家族の不在時に行わなければ生活に支障をきたす等）があると考えられますので、これらの場合には届出をお願いします。

## 【提出書類】

居宅サービス計画書（１）（２）  
週刊サービス計画表

## ③ 軽度者の福祉用具貸与

軽度者（要支援１・２、要介護１）の方については、福祉用具貸与は原則として認められませんが、一定の条件に当てはまる場合は、申請により、特殊寝台や床ずれ防止用具等の貸与が例外的に認められます。（申請は認定期間ごとに行ってください）

・対象者：要支援１・２、要介護１の方

※ただし、自動排泄処理装置については、要介護２・要介護３の方も対象

- ・対象品目：車いす、車いす付属品、 特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器、認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具を除く）・自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

※認定調査結果で判断できる状態像（例・歩行・起き上がり・寝返り・立ち上がり等が「出来ない」にチェックがついている）及び適切なケアマネジメントにより必要だと判断された状態像の場合（車いす、移動用リフト）は、申請の必要はありません。詳細は【別紙1判断基準表】参照

**【提出書類】**

軽度者の福祉用具貸与に係る確認申請書

居宅サービス計画書（1）（2）

サービス担当者会議の要点

主治医からの情報（写し）、または聴取内容のわかるもの（サービス担当者会議の要点に医師の意見が反映、記載されていてもよい）

④ 頻回な訪問介護（生活援助中心型）

平成30年10月サービス利用分からケアプランに厚生労働大臣が定める基準回数（※）以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村へ届け出る必要があります。当該ケアプランを作成または変更した月の翌月末までに添付書類を添えて、届出書を介護保険課まで提出してください。なお、新規以外に変更や更新、計画変更時にも基準回数以上の訪問介護をケアプランに位置づけるたびに届出が必要です。届出のあったケアプランに関しては、必要に応じて地域ケア会議等で検証を行うこととなります。

厚生労働大臣が定める基準回数（※）

介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
27回	34回	43回	38回	31回

**【提出書類】**

訪問介護（生活援助中心型）の回数が頻回なケアプランの届出書

居宅サービス計画書（1）（2）

週間サービス計画表

サービス担当者会議の要点

課題分析表（アセスメント表）

訪問介護計画書